

平成十八年三月一日

衆議院予算委員会

第六分科会質疑速記録

お手元の図をじらんください。」)のような中、
平成十六年の我が国の国内漁業生産量は平成六年
から一貫して減少しており、平成十六年では、前
年と比較しても、遠洋漁業で一一%、沖合漁業で
五%、沿岸漁業で四%減少し、海面養殖業で二%、
内水面漁業・養殖業で四%とあらゆるジャンルで
減少しております。また、平成十七年に資源評価
が行われた魚種のうちの半数以上で、資源水準が
低位となっているとのことです。

つたことになつた要因といいますか原因のようなものでござります。これはさまざまな説が考えられるわけですけれども、一つは長期的な要因で、資源の周期的な変動、これは天然資源でありますので、そういうふた影響があるのじゃないとか、それからやはり生活排水などの流入、あるいは埋め立てとかそれから海の砂利の採取、こういうことに伴う水域環境の変化、こういったことも考えられるわけであります。さらには過剰な漁獲ということが資源に与える影響もあるわけでございまして、これは海域とか魚種によつて影響は違ひますけれども、そういうふたことが原因でないかというふうに言われておるわけでござひま。

○山本（公）主査代理 これにて重野安正君の質疑は終了いたしました。
次に、広津素子君。

○広津分科員 ありがとうございます。
佐賀三区から昨年の九月に初当選しました自由民主党の広津素子です。

きょうは、日本海の玄界灘に面した地元の重要な産業である水産業の振興のために御質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今世紀に地球人口が百億人になるとと言われていますが、そのときには、土地の狭い我が国では、魚や貝を始めとする水産物は、食料自給率の確保と食料安全保障の観点から、たんぱく質その他の栄養素の源として重要であると考えられま

まず、近海の魚が減ったことに関する最近の農林水産省の取り組みについてお伺いします。

最近、沖合や沿岸の魚が減っていますが、それはなぜでしょうか。また、このことに関して何らかの対応をしていらっしゃれば、それを教えていただければ幸いです。

○小林政府参考人 今先生から御指摘がございまして、水産をめぐります資源状況は、厳しい状況になつております。

私ども水産資源の評価というのをやつておりますとして、その研究動向を見てみると、評価対象の魚種、系群と言つてますが、これは大体日本近海で九十三種を見ているわけでありますが、そのうち、半分以上の五十種がいわゆる低位、非常に資源状況がよくない、そういう水準にございます。こういった状況を踏まえまして、まず、こうい

こういった状況の中で、私どもいわゆる資源の確保、これが政策上重要な柱でございまして、昔から水産行政では、漁業調整でありますとか、それから国連海洋法を批准した後はTAC制度、こういったものを進めてきておりますけれども、特に平成十四年、これは今のお新しい基本計画ができて以降でございますけれども、そこでは資源回復計画というようなことを進めておるわけでござります。これは、今言いました漁場環境の改善でありますとか休漁措置とか、そういうのをさまざま組み合わせまして資源の増大を図ろうというものがございまして、藻場、干潟の造成なんかもポイントでござります。

ちなみに、例えばトラフグのような、緊急に資源回復が必要というふうに位置づけられたわけでござりますけれども、こういったものにつきまし

ては国が資源回復計画を定めまして、それを受けて各県、各団体で取り組みをやつてもらう、こういったような措置も導入しまして資源の回復対策を進めているところでございます。

○広津分科員 ありがとうございます。

次に、魚の放流事業についてお伺いします。

県や市町村でも魚の放流を行つておりますが、なかなか成果が上がりにくいようです。それは、放流した稚魚が生存率が低いということもあるでしょうが、タイやヒラメやトラフグなどは遠距離を泳ぐ魚であるため、佐賀県唐津市で放流しても、採取されるのは長崎県平戸、福岡県姫島だつたりすることがあるようです。そのため、県よりも広域な地域の枠組みで放流事業を行うことが必要だと思われますが、現在はどのような取り組みがなされているのでしょうか、教えていただければ幸いです。

○小林政府参考人 先ほど申し上げました資源回復対策の一つの柱が種苗放流でございます。

今全国各地で資源の積極的な増大策という位置づけでいろいろな重要魚種の種苗放流を進めておりますが、例えは、今お話をございましたように、マダイとかヒラメ、これは県の範囲といいますか、海域を非常に広く動きますので、こういった魚種の場合には、県だけではなくて、県レベルを超えた広域的な取り組みというものが重要でございまして、栽培漁業の推進上も一つの課題でございます。

それで、各県で種苗生産して放流するわけであります、それを個々の県だけでやるのじやなく

て、例えて言いますれば、全体の海域の中で最も適した場所、そこで集中して放流する、これは一種の広域的な適地放流のようなことをいたしますと効果も相当上がるだろうということで、十八年度予算案に新しい事業で栽培漁業資源回復等対策事業、こういったものを設けまして、新たにこういったような取り組みも通じた効果的な資源造成を図つていこうというふうに考えておるところでございます。

○広津分科員 ゼひよろしくお願ひいたします。

次に、日本国内が協力するだけでなく、日本海の沿岸国、つまり韓国や中国も相談して協力し、資源管理や放流などを行つていく必要があると思いますが、いかがでしようか。日本だけで放流しても、韓国や中国の方でとるばかりということもではなかなか資源も回復しませんので、そのようないことをお伺いいたします。

○小林政府参考人 これはもう御指摘のとおりでございまして、我が国の周辺海域、とりわけこの日本海中心に、日中韓三国がいわば共通の資源を利用し合つていいわけでございます。今後、こういった国々と協力しながら資源管理をきちんとやつしていくことが当然重要でございます。

これまでの経緯を申しますと、我が国は中国、

韓国との間でそれぞれ漁業協定を締結いたしました。この協定は、一つはそれぞれの国の科学者レベルでいろいろな協議をしまして、関係する魚種についての資源評価、情報交換、こういうことをまず行つております。その上で、それぞれの国に対しまして、それぞれの排他的経済水域、いわゆ

る三百海里の中での漁獲割り当てを実施いたします。最近は、資源状況の悪化ということもござりますので、それぞれ総漁獲割り当て量、あるいは操業隻数を削減してきてるという状況でございます。もう一つは、二国間で共同管理することとなつて、いわゆる暫定水域等でございます。こちらにつきましては、資源管理、それぞれの国との講じられているということであります。

そこで、一方で種苗放流、こういった取り組みは、また非常に効果のある措置ではございますけれども、今申し上げましたような、まず漁業協定をつくつて、それぞれの間の操業状況、操業条件、こういうものを決めるという形の資源管理措置を進めているところでございます。まずはこういった資源管理の枠組みをつくるというところから着手しているといった状況でございます。

○広津分科員 ゼひよろしくお願ひいたします。

次に、磯焼けについてお伺いします。故郷の海では、前に海藻が生えていた場所に海藻がなくなり、砂漠のような海底になつたり、藻場をつくつても思うように藻が育たなかつたりすることについて、漁業関係者は、農業用の排水が除草剤を含んでいることや、生活排水が川から海に流れていることなど、生態系に関する問題点を挙げています。そのような廃水処理に関しまして、

現在どのような対策が行われているのでしょうか。教えていただければ幸いです。

〔山本（公）主査代理退席、主査着席〕

○小林政府参考人 いわゆる磯焼けの問題でござります。

磯焼けは藻場、これが長期的に消滅していく現象ということでございまして、当然水産資源に大きな影響があるわけでございます。

こういった磯焼けが発生する原因につきましても、これはいろいろな説がありますが、例えて言いますれば、水温や栄養素、こういったものの海況の変化、あるいは魚介類による食害、例えばウニの食害といったようなものがございます。それから、透明度が減少するということによる影響等、いろいろ説がございますけれども、海域によって状況が異なりますので、原因はなかなか一概に特定できない状況でございます。

そういった意味で、また各海域の方では、藻場の回復を図りたいという形で、さまざまな研究をして、その成果によつていろいろな効果を見ていただきたいということが重要でございます。それで、私ども、人為的に制御可能な要因を究明したいという目的で、平成十六年度からでありますけれども、全国の十七都道府県におきまして現場の実験を進めております。それは例え、そういう結果としまして、今申し上げました魚介類による食害、ウニなんか典型でございますけれども、こういったものがわかってきておりまして、ではそのウニをいつどういうふうに駆除すればいいのかとか、そういったものをどういった体制でや

るのか、それらのことが確認され、またそういう対策の方も浮かび上がつてきているということをございます。

今後、こういったいろいろな蓄積を積み重ねま

して、その成果をガイドラインとして取りまとめた上で磯焼け対策に活用していくということが重要な対策の方も浮かび上がつてきているところでございます。

今後、こういったいろいろな蓄積を積み重ねましては、生活排水処理施設の整備並びに啓発活動等の生活排水対策を図つてきているところでございます。

さらに、先生御地元でございます唐津湾のようないくつかの閉鎖性が非常に高い海域につきましては、水質汚濁防止法に基づきまして、事業場に対する窒素、磷の排水規制が実施されているところでございま

す。

これらの取り組みによりまして、唐津湾のような閉鎖性海域を初めとするそういうところでは、本質改善を今後とも着実に推進してまいりたいと

いうふうに思つております。

○広津分科員 よろしくお願ひいたします。
あと、藻場というのは、ウニを駆除されたら困るというか、ウニはむしろバリューの高い生産物でござりますので、ウニがどんどん繁殖できるように、藻場の方をどんどん繁茂させていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、今までぎりぎりの財政運営をしてきていたところでござります。
まして、生態系への影響の未然防止の強化に努めているところでござります。

もう一つ、家庭から排水される生活排水についてでございますが、汚濁原因の大きな割合を占めている海域もございまして、その対策の推進が極めて重要というふうに思つております。このため、地域なんですが、これは漁業その他にとつて明瞭に経済効果のある公共事業ですので、交付税もしくは補助金を使っても、緊急に下水等の必要な整備をしていただき、昔のきれいな海や川に戻したいのですが、いかがでしょうか。

○小林政府参考人 漁村地域におきます汚水処理

施設の整備、これは今御指摘ございました、資源等に関係するという意味での非常に大事な点でございますし、また漁村の環境、あるいは暮らしからいうことを考へても、これは重点的に整備を進めなくてはいけないということで、私どもの水産基盤整備の長期計画の方でも重点課題になつてゐるところでございます。

それで、進捗状況は、まだ全国に比べれば高うございません。そういった意味で、これから整備計画の見直しも進められますけれども、こういった中で、汚水処理施設の整備もまた引き続き重点事項として進めていかなければならぬというふうに考へてゐるところでございます。

そういった中で、こちらの施設につきましては、さまざまな政策目的なり、その対象地域に応じた事業がございまして、これは水産庁だけではなくて、他省のものを含めまして、私どもの集落排水施設、それからあとは下水道、さらには合併処理浄化槽など、それぞれ特徴がございますので、それをうまく活用してもらつてあるということをございます。

特に、最近は、やはり地域に応じた効果的な運用ということが求められておりまして、私ども農林水産省に加えまして、国土交通省、環境省などと適切な役割分担と連携をして、効率的な整備を推進しているという状況でございます。

そういう中で、特に平成十七年度から、内閣府の方で、地方の裁量を拡大した汚水処理施設整備交付金を創設したということでございまして、これは今申し上げましたそれとの事業を統合いた

しまして、執行段階とかいろいろな事業費の配分等で効率化するというものでございますが、こういったものを活用いたしまして、今後ともきれいな海や川を取り戻すため、連携して汚水処理施設整備の推進を図つていきたいと考えております。

もちろん、この事業推進上は、国の補助金、地方公共団体の補助金、それから地元の負担金等々、これを有効に活用して組み合わせていく必要があるわけでございまして、なかなか地方財政厳しい折ということがございますので、まず冒頭申しました、この事業が、漁業あるいは漁村集落においての重要性ということもよく訴えながら、地方におきましても漁村における汚水処理施設の重要性というのをよく理解していただき、この事業が進捗されるように引き続き私どもも頑張つて行きたいと思つてゐるところでございます。

○ 広津分科員 よろしくお願ひいたします。

最後に、水産業では、今後生産高を上げていくためにつくり育てる漁業の推進や資源管理が重要なと考へますが、水産基本計画の見直しにつきまして、大臣のお考えをお聞きしたいと思いま

日本は排他的水域といふのは、世界の中でも一番目ぐらいの極めて大きな水産の地域を持つているわけであります。しかし、何といっても、御地元の佐賀のような、地先といいましょうか沿岸といいましょうか、こういうところの海をいかに豊かに、きれいに管理していくかということが、冒頭の御意見にありましたように、五十年足らずのうちに人口が百億人になつてしまふというときに、日本がまさに再生可能な、貴重な資源としての漁業、魚、そしてそれをはぐくむ海をどうやって維持していくかということござります。国際的な環境も大変厳しいわけでありますし、とりわけ昨年はクラゲの問題とかあるいは原油高の問題で、漁業関係の皆さん方は、佐賀県でも大変苦しい一年だったと思います。

しかし、水産あるいは漁業というのは、今後とも日本にとって極めて大事な産業であり、資源であり、また空間であるわけでござりますから、そういう観点から、先月の二十五日に水産基本法に基づきます基本計画の新たな策定をお願いしたところでございます。

そういう問題点をどうやつて克服していくか、今も長官とのいろいろなやりとりがございましたけれども、そういうような観点を含めながら、また、とつたものを、おいしい佐賀県でとれた魚を日本じゅうの消費者が喜んで食べていただけるような、流通とか保管とかいった技術も含めて、日本は栽培技術あるいはまたそいつた技術、海をきれいにする技術は世界に誇る技術を持つてゐるわけでございますから、こういう有効な技術を積

極的に生かして、そしてまた消費者の皆さんにもおいしい佐賀県沖の魚を初め地先でとれる、地産地消という話がさつきあつたんすけれども、海においても地産地消というものを推し進めていきたいというふうに考えております。

そういう観点で基本計画を策定すべく、きょういただきました広津委員のいろいろな貴重な御意見もしつかりと踏まえまして、基本計画の策定に向けて審議会で御議論いただきべく、私からもまた、いろいろと御意見をいただきながら、大臣としての仕事を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○広津分科員 どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

今までさまざまな対策がなされてきたことがわかりました。どうもありがとうございました。

今後さらに頑張つていただきまして、地方の重要な産業であり、また、日本の人口を支えるとともに食料の安全保障にも資する水産業の振興を、農林水産省、環境省、国土交通省など省庁の枠を超えてやつていただけるとありがたいと存じます。以上です。